

告示

埼玉県告示第六百三十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年五月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

プレスポ桶川

埼玉県桶川市坂田東二丁目三番一号外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）桶川市坂田地区公共施設等設備事業

埼玉県桶川市坂田東二丁目三番一号外

（変更後）プレスポ桶川

埼玉県桶川市坂田東二丁目三番一号外

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

（変更前）大和リース株式会社 代表取締役社長 森田俊作

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六

（変更後）大和リース株式会社 代表取締役社長 北哲弥

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社カスミ 代表取締役社長 石井俊樹

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一

（変更後）株式会社カスミ 代表取締役社長 山本慎一郎

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一 外 計三者

ハ 変更年月日

令和三年四月一日 外

ニ 届出年月日

令和三年四月三十日

二 縦覧期間

令和三年五月十八日から令和三年九月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年五月十八日から令和三年九月十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課